

議案第 72 号

海老名市個人番号カードの利用に関する条例の制定について

海老名市個人番号カードの利用に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めたいため

海老名市個人番号カードの利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、個人番号カード（法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用事務)

第2条 法第18条第1号の条例に規定する事務は次のとおりとする。

- (1) 印鑑登録証明書を交付するサービスの提供
- (2) 自動交付機を利用して、次に掲げる証明書を交付するサービスの提供
 - ア 住民票の写し
 - イ 印鑑登録証明書
 - ウ 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書

(利用対象者)

第3条 前条各号のサービス（以下「サービス」という。）を利用する者は、市長から個人番号カードの交付を受け、かつ、当該交付を受けた日以後引き続き住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、前条各号のサービスを利用することができます。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 成年被後見人

(利用手続)

第4条 サービスを利用しようとする者は、市長に個人番号カードを提出して、当該サービスの利用の申請を行わなければならない。

2 前項の場合において、既に海老名市印鑑条例（昭和51年条例第24号）第7条

第1項に規定する印鑑登録証その他規則で定めるカード（以下「印鑑登録証等」という。）の交付を受けている者は、当該印鑑登録証等を市長に返還しなければならない。ただし、当該印鑑登録証等を紛失している者は、この限りではない。

3 市長は、第1項の申請があった場合には、個人番号カードに、当該申請に係るサービスを提供するために必要な機能及び情報を記録しなければならない。

（利用の廃止）

第5条 前条第3項の規定により個人番号カードにサービスを受けるために必要な機能及び情報を記録された者は、当該サービスの利用を終了しようとする場合には、市長に当該個人番号カードを提出して、当該サービスの利用の廃止の申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合には、当該申請に係る個人番号カードに記録された機能及び情報を消去しなければならない。

（個人情報の保護）

第6条 市長は、サービスを提供するために取り扱う個人情報については、漏えい、滅失及び破損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第7条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（海老名市印鑑条例の一部改正）

2 海老名市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「という。」の次に「又は海老名市個人番号カードの利用に関する条例（平成27年条例第 号）に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）」を加える。

第 7 条第 3 項及び第 12 条第 3 項中「住基カード」の次に「又は個人番号カード」を加える。

第 13 条第 1 号中「住基カード」の次に「、個人番号カード」を加え、同条第 3 号中「住基カード」の次に「又は個人番号カード」を加える。

第 17 条第 2 項及び第 3 項中「住基カード」の次に「又は個人番号カード」を加える。